

改定後	現行	備 考
電気取次供給基本約款 （ベーシックメニュー） 2026年1月1日実施 いばらきコープ生活協同組合	電気取次供給基本約款 （ベーシックメニュー） 2023年10月1日実施 いばらきコープ生活協同組合	○改定後の要綱実施日へ変更。

新		旧		備 考
目 次		目 次		
I 総 則	1	I 総 則	1	○7 需給契約の成立および契約期間の「および契約期間」の記載を削除
1 適 用	1	1 適 用	1	
2 約款の変更	1	2 約款の変更	1	
3 定 義	3	3 定 義	3	
4 単位および端数処理	4	4 単位および端数処理	4	
5 実 施 細 目	4	5 実 施 細 目	4	
II 契約の申込み	4	II 契約の申込み	4	
6 需給契約の申込み	4	6 需給契約の申込み	4	
7 需給契約の成立	5	7 需給契約の成立および契約期間	5	
8 需 要 場 所	6	8 需 要 場 所	6	
9 需給契約の単位	6	9 需給契約の単位	6	
10 供給の開始	6	10 供給の開始	6	
11 承諾の限界	7	11 承諾の限界	7	
12 契 約 種 別	7	12 契 約 種 別	7	
13 従 量 電 灯	7	13 従 量 電 灯	7	
14 料 金	8	14 料 金	8	
III 料金の算定および支払い	8	III 料金の算定および支払い	8	
15 料金の適用開始の時期	8	15 料金の適用開始の時期	8	
16 料金の算定期間	8	16 料金の算定期間	8	
17 使用電力量の算定	8	17 使用電力量の算定	8	
18 料金の算定	9	18 料金の算定	9	
19 日 割 計 算	9	19 日 割 計 算	9	
20 料金の支払期限日	10	20 料金の支払期限日	10	
21 料金その他の支払方法	10	21 料金その他の支払方法	10	
22 延 滞 利 息	10	22 延 滞 利 息	10	
IV 使用および供給	11	IV 使用および供給	11	
23 適正契約の保持	11	23 適正契約の保持	11	
24 需要場所への立入りによる業務の実施	11	24 需要場所への立入りによる業務の実施	11	
25 電気の使用にともなうお客さまの協力	11	25 電気の使用にともなうお客さまの協力	11	
26 供給の停止	12	26 供給の停止	12	
27 供給停止の解除	12	27 供給停止の解除	12	
28 供給停止期間中の料金	13	28 供給停止期間中の料金	13	
29 違 約 金	13	29 違 約 金	13	
30 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13	30 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13	
31 損害賠償の免責	13	31 損害賠償の免責	13	
32 設備の賠償	14	32 設備の賠償	14	
V 契約の変更および終了	14	V 契約の変更および終了	14	
33 需給契約の変更	14	33 需給契約の変更	14	
34 名義の変更	15	34 名義の変更	15	

35 需給契約の廃止	15	35 需給契約の廃止	15	
36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	16	36 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	16	
37 解 約 等	18	37 解 約 等	18	
38 需給契約消滅後の債権債務関係	18	38 需給契約消滅後の債権債務関係	18	
VI 供給方法および工事	19	VI 供給方法および工事	19	
39 需給地点および施設等	19	39 需給地点および施設等	19	
VII 工事費の負担	19	VII 工事費の負担	19	
40 工事費等の負担方法	19	40 工事費等の負担方法	19	
41 工事費等の申受けおよび精算	19	41 工事費等の申受けおよび精算	19	
42 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	20	42 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	20	
VIII 保 安	20	VIII 保 安	20	
43 保安の責任	20	43 保安の責任	20	
44 保安に対するお客さまの協力	20	44 保安に対するお客さまの協力	20	
IX そ の 他	21	IX そ の 他	21	
45 需要情報の通知	21	45 需要情報の通知	21	
46 不 可 抗 力	21	46 不 可 抗 力	21	
47 管轄裁判所	22	47 管轄裁判所	22	
48 反社会的勢力の排除	22	48 反社会的勢力の排除	22	
附 則	23	附 則	23	
2 約款の変更		2 約款の変更		○（３）（４）から「契約期間の途中であって も」という記載を削除
（１）当生協は、この基本約款および個別約款を変更する場合があります。		（１）当生協は、この基本約款および個別約款を変更する場合があります。		
（２）（１）の場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本約款および個別約款によるものといたします。		（２）（１）の場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本約款および個別約款によるものといたします。		
- 2 -		- 2 -		
（３）消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当生協は、変更された税率にもとづき、この基本約款および個別約款を変更いたします。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本約款および個別約款によるものといたします。		（３）消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当生協は、変更された税率にもとづき、この基本約款および個別約款を変更いたします。この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本約款および個別約款によるものといたします。		
（４）託送約款等もしくは接続供給会社の電気最終保障供給約款が変更された場合または関係する法令が制定され、もしくは改廃された場合には、当生協は、変更等の内容にもとづき、この基本約款および個別約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本約款および個別約款によるものといたします。		（４）託送約款等もしくは接続供給会社の電気最終保障供給約款が変更された場合または関係する法令が制定され、もしくは改廃された場合には、当生協は、変更等の内容にもとづき、この基本約款および個別約款を変更することがあります。この場合、契約期間の途中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の基本約款および個別約款によるものといたします。		
7 需給契約の成立		7 需給契約の成立および契約期間		○「および契約期間」の記載を削除

(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。 16 料金の算定期間 料金の算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が 消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日 までの期間または直前の計量日から契約が消滅した日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。	(1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降、満 1 年となる日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当生協は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当生協の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。 16 料金の算定期間 料金の算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が 消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日 までの期間または直前の計量日から契約が消滅した日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約 期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。	○ (2) の記載を削除 ○「または契約期間が満了したことにより受給契約が消滅した場合」という記載を削除
--	--	--